

第13回輸入通関手続の所要時間調査集計結果(海上貨物)

調査期間：令和6年3月11日(月)～17日(日)

I. これまでの調査結果の推移

(単位：時間)



(注1) 第10回調査までは、一般貨物(Ⅲ.の注にある「AEO貨物」及びⅣ.の注にある「自由化申告貨物」以外の貨物)の平均所要時間の実績。

第11回の調査においては、平成26年の全輸入申告に占める一般貨物及びAEO貨物それぞれの許可件数の割合に応じて、一般貨物とAEO貨物の平均所要時間を加重平均して算出した実績。

第12回・13回の調査においては、各前年の全輸入申告に占める一般貨物、AEO貨物及び自由化申告貨物のそれぞれの許可件数の割合に応じて、一般貨物、AEO貨物及び自由化申告貨物の平均所要時間を加重平均して算出した実績。

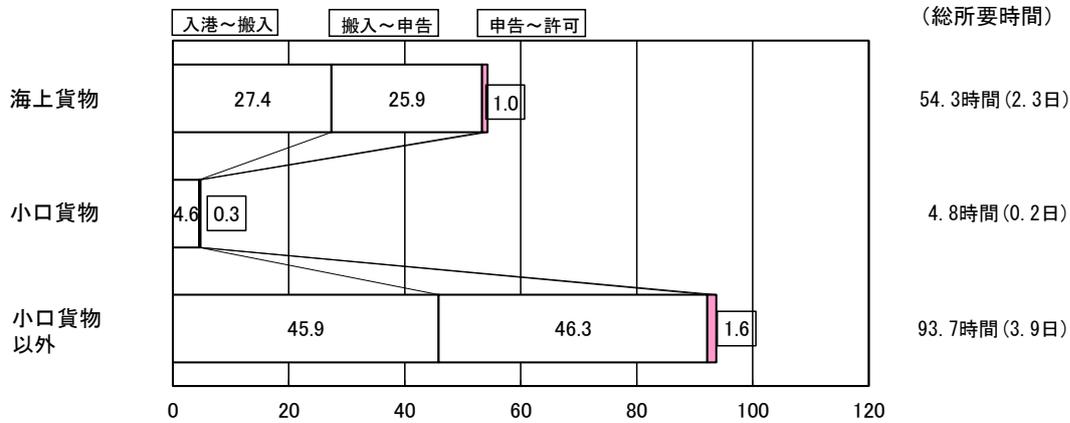
(注2) 端数処理(単位未満四捨五入)の関係で「入港～搬入」、「搬入～申告」、「申告～許可」の合計時間と総所要時間は必ずしも一致しない。
(※以下、同様)

(注3) 第13回の調査においては、通販貨物、少額貨物(課税価格1万円以下)に係る免税制度の対象貨物、他法令の証明・確認を要しない貨物など、所要時間が比較的短い傾向にある小口貨物の増加の影響が顕著なため、前回までの調査結果と単純比較ができないことから、当該小口貨物の影響を除外した所要時間も併記した。

(注4) 「小口除く」については、小口貨物と判別できた貨物を除外した平均所要時間であって、小口貨物の影響を完全に除外した平均所要時間ではない点、注意を要する。

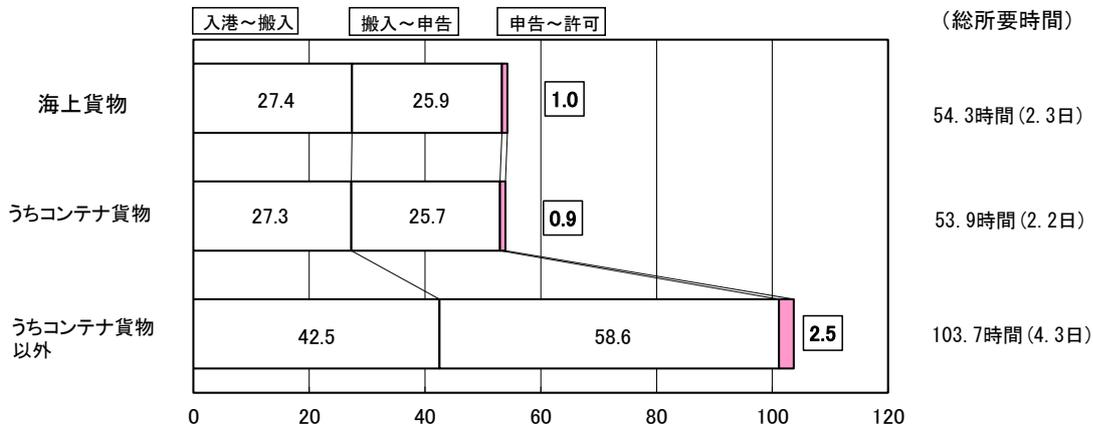
II. 今回の調査結果

1. 小口貨物と小口貨物以外の平均所要時間

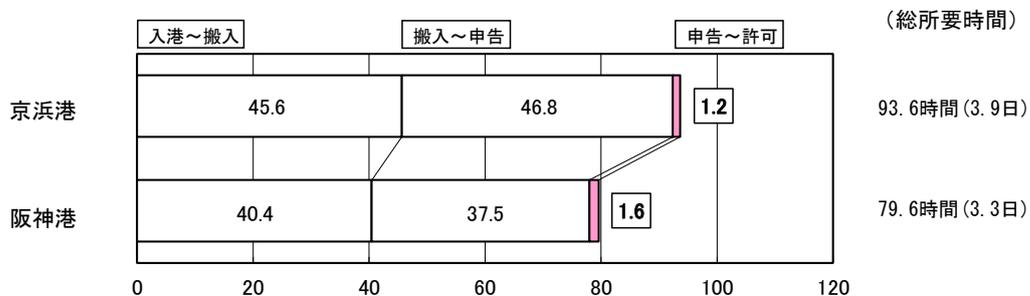


(注) 本表における小口貨物とは、通販貨物、少額貨物(課税価格1万円以下)に係る免税制度の対象貨物、他法令の証明・確認を要しない貨物など、所要時間が比較的短い傾向にある貨物を指す。以降の全ての表は、平均所要時間を算出するにあたり、小口貨物を除外していない。

2. コンテナ貨物とコンテナ貨物以外の平均所要時間

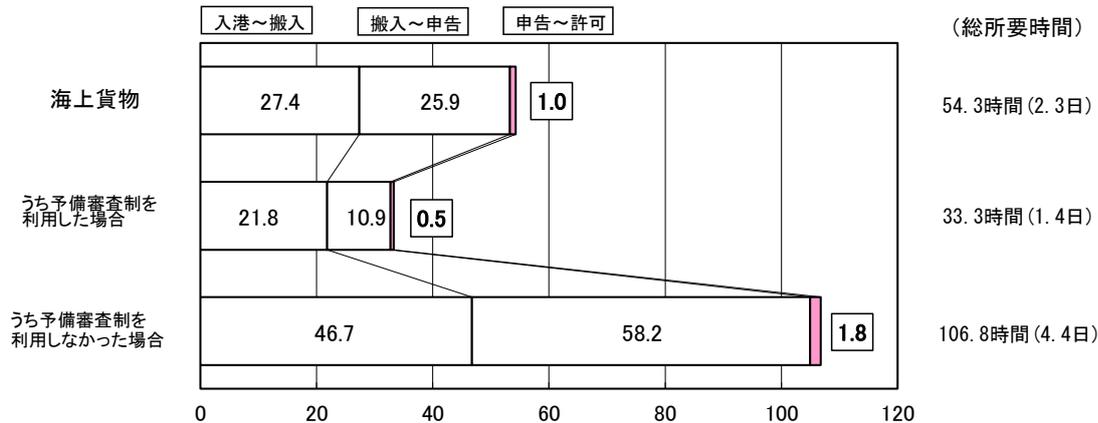


【参考】 京浜港及び阪神港におけるコンテナ貨物の平均所要時間



(注) 京浜港については、貨物の船卸港が東京港、横浜港、及び川崎港の平均所要時間を、阪神港については、貨物の船卸港が大阪港及び神戸港の平均所要時間をそれぞれ算出している。

3. 予備審査制を利用した場合と予備審査制を利用しなかった場合の平均所要時間

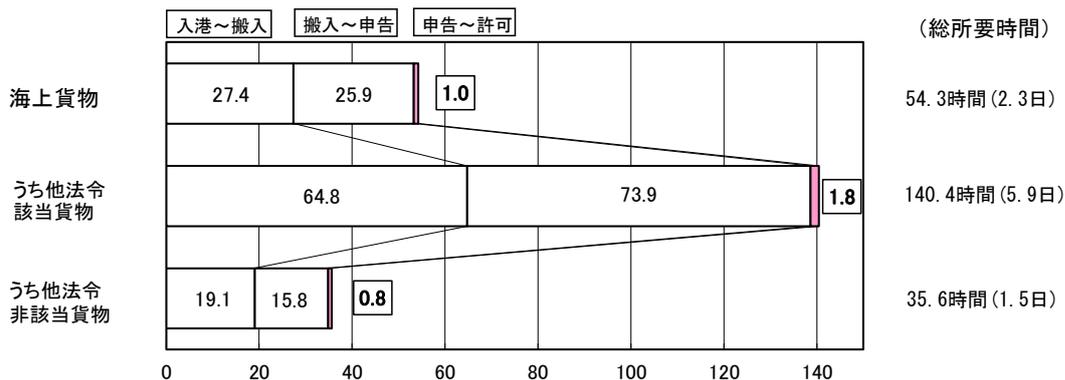


(注)予備審査制

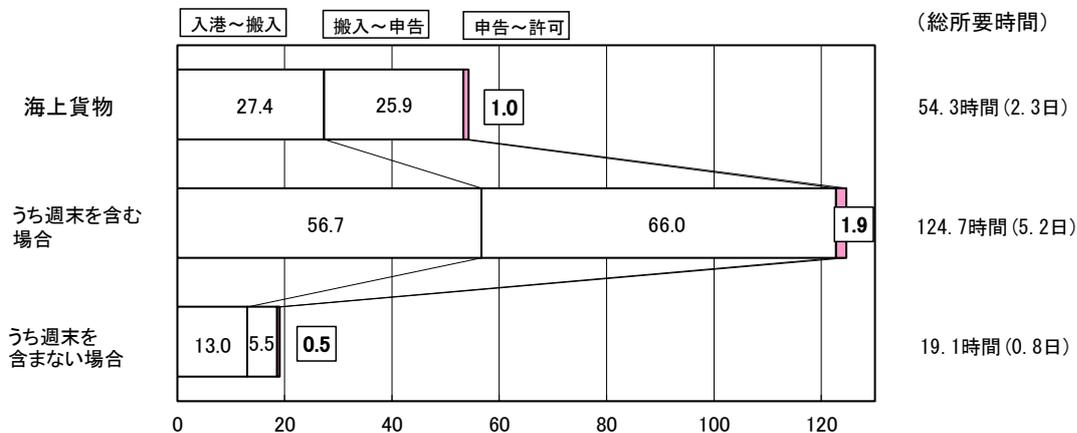
予備審査制とは、貨物が本邦に到着等する前に、予め税関に予備的な申告(予備申告)を行い、税関の審査(予備審査)を受けておくことができる制度である。

この制度を利用すれば、輸入に関する他法令手続が終了した後に税関への輸入申告及び審査が行われる貨物について、他法令手続と同時並行的に税関の審査を受けられるほか、保税地域への搬入後に正式な輸入申告を行った時点では、既に税関の審査が終了し、又は審査が行われていることから許可までの時間を短縮できるという効果がある。

4. 関税関係法令以外の法令に該当する場合と該当しない場合の平均所要時間

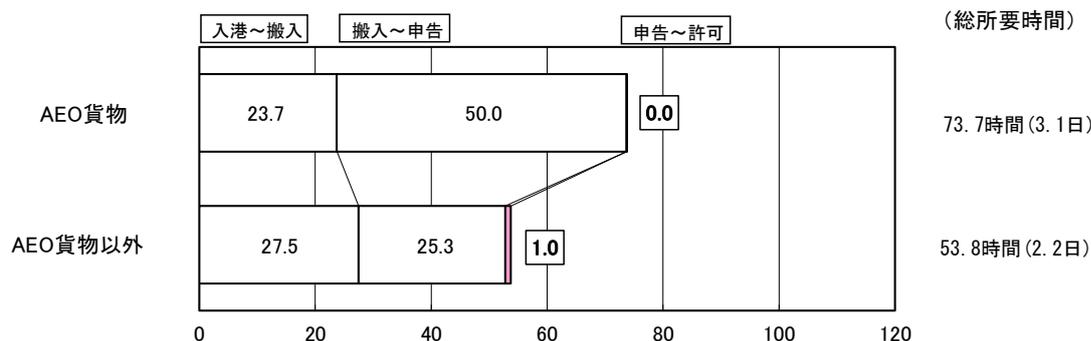


5. 入港から許可までの間に週末を含む場合と含まない場合の平均所要時間



Ⅲ. AEO貨物に関する調査結果

AEO貨物とAEO貨物以外の平均所要時間



(注)AEO貨物

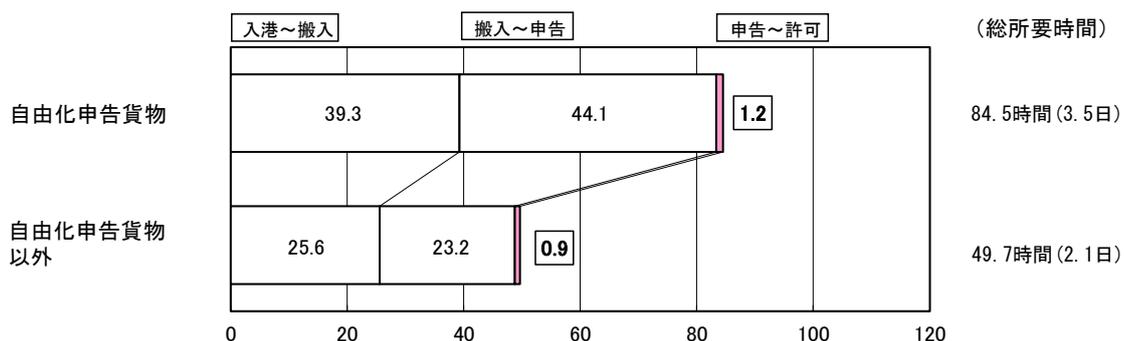
貨物のセキュリティ管理を含む法令遵守体制が整備された者として税関長の承認を受けた輸入者について、貨物の引取り後に納税申告(特例申告)を行うことが可能な制度が導入されており、この制度を利用して輸入申告される貨物をいう。

【参考】AEO貨物の総所要時間が長い理由

今回の調査対象となったAEO貨物については、所要時間が比較的短い傾向にある小口貨物の割合が、今回の調査対象となったAEO貨物以外の貨物と比較し低いことが要因として挙げられる。

Ⅳ. 自由化申告貨物に関する調査結果

自由化申告貨物と自由化申告貨物以外の平均所要時間



(注)自由化申告貨物

原則として、貨物の輸入申告は、貨物が蔵置されている場所を管轄する税関官署に対して行うこととされているが、貨物のセキュリティ管理を含む法令遵守体制が整備された者として税関長の承認等を受けた輸入者及び通関業者については、輸入申告に係る貨物が置かれている場所に関わらず、いずれかの税関官署に対して輸入申告を行うことが可能となる制度(輸出入申告官署の自由化)が導入されており、この制度を利用して輸入申告される貨物をいう。

【参考】自由化申告貨物の総所要時間が長い理由

AEO貨物同様、今回の調査対象となった自由化申告貨物については、所要時間が比較的短い傾向にある小口貨物の割合が、今回の調査対象となった自由化申告貨物以外の貨物と比較し低いことが要因として挙げられる。